

第二十八回国会 衆議院 運輸委員會 會議録 第十三号

昭和三十三年三月十二日(水曜日)

午前十一時五十七分開議

出席委員

委員長 赤澤 正道君

理事生田 宏一君 理事山本 友一君

理事濱野 清吾君 理事山本 友一君

理事井岡 大治君 理事松尾トシ子君

有田 喜一君 伊藤 郷一君

小泉 純也君 原 健三郎君

小山 亮君 下平 正一君

松原喜之次君 眞鍋 儀十君

出席國務大臣

運輸大臣 中村三之丞君

出席政府委員

總理府事務官 (經濟企画庁 調整局長) 大堀 弘君

厚生技官(公衆衛生局環境衛生部長) 尾村 偉久君

高等海難審判庁長官 長屋 千棟君

委員外の出席者

大蔵技官(主計官) 鹿野 義夫君

厚生技官(大臣官房國立公園部計課課長) 千家 賀蔵君

運輸事務官(觀光局計課課長) 蜂須賀國雄君

運輸技官(觀光局整備課長) 重松 敦雄君

建設事務官(計画局都市計課課長) 小林 忠雄君

参考人(内閣参考人) 平山 孝君

觀光事業審議會(会長代理) 志鎌 一之君

三月十二日

委員池田順治君辭任につき、その補欠として上林與市郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月十日

南島線敷設に関する請願(田中幾三郎君紹介)(第一五一四号)

同(中井徳次郎君紹介)(第一五一五号)

松戸市、小山市間鉄道敷設に関する請願(白井莊一君紹介)(第一五二八号)

同月十一日

同西本線電化促進等に関する請願(田中伊三三君紹介)(第一八一〇号)

千代川駅昇格に関する請願(田中伊三三君紹介)(第一八一〇号)

枕崎線知覧町内停車場位置に関する請願(床次徳二君紹介)(第一八八九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

小委員会設置に関する件

参考人出頭要求に関する件

海難審判法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)

觀光に関する件

○赤澤委員長 これより會議を開きます。

この際小委員会の設置についてお諮りいたします。理事會で御決定いただいたのであります。陸運に関する小委員会及び海運に関する小委員会をそれぞれ設置したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○赤澤委員長 御異議なしと認め、さより決定いたします。

なお小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長より指名するに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○赤澤委員長 それではさより決定いたします。後刻公報をもって御指名いたします。

○赤澤委員長 次に觀光に関し調査を進めます。

この際お諮りいたします。本件について参考人として、學識経験者であります觀光事業審議會会長代理平山孝君より御意見を伺いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○赤澤委員長 それではさより決定いたします。

質疑の通告がありますからこれを許します。平山君。

○平山委員 私は今回特に觀光に関する問題につきまして、関係各省の御意見を拝聴して、觀光問題が現在のようになり方ではないか、各官庁にまたがっておりますので、関係官署の御意見を

はつきりとお伺いしたいのでござい

ます。

第一点に大蔵省の觀光面に対する融資、業者の種別に対しての御意見をお伺いしたいと思います。――それでは大蔵省関係の方がまだ見えておらないようでありますので、見えるまでの間、觀光審議會の会長代理の平山参考人に、今日までの国際ホテル建設に対する資金面、営業面、それから経営方面についての実態をお伺いしてみたいと思ひます。

○平山参考人 私全般的のホテル関係の実態面につきまして、まとまったものを本日用意をいたしております。

ただ私は東京駅の八重洲口に国際觀光會館を作っておりますが、そこにはな

はだ小さなものでございまして、国際觀光ホテルを経営いたしております。

これは主として觀光事業に対していさ

さかでも貢献をいたしたいという気持ちで作りましてございまして、全体

の建物のうちの約三分の一をホテルに充てておるのであります。その面につ

きましては昭和二十八年に開業銀行の他から借金をいたしましてこれを建

設いたしましたのであります。しかし何

分にも金利が相当にかさみます。日本におきましてホテルが非常に高いとい

う評判が各国の間にございまして、これはアメリカとの比較でなくして、むしろ

欧州との比較であらうと思ひます。ご

ざいまして、御承知のようにアメリカ人は大部分欧州に旅行いたします。欧

州のホテルに泊りまして、それからま

た日本に参りまして日本のホテルに泊

りますと、日本のホテルが非常に高い

ということを言われるのでございま

す。これは一つは、私のところでもそ

うでございまして、大抵建設をいたす

につぎまして約八億ほどの借金をいた

しております。その八億ほどの借金

の大体の金利が約一割に當つておりま

す。そらいたしますと、年々八千万

円の利子を払わなければならぬ。こ

ういうような状態にございまして。し

かして私のホテルでは大体八〇％とい

ものは外国人で、ことに私のところは二流のホテルでございまして、東南アジア方面の方が大部分泊つておられるのでございまして、日本人の利用客といふものが非常に少く、二割、三割、ときには二割を多少上回ることもございまして、その程度でござい

ます。従ひましてちやうどたゞいまく

らい、十二月から一月、二月、いわゆ

る外国人の来ないシーズン・オフにな

りますと、ホテルというものはたゞ

と客が減ります。そこで収入も非常に減

る、こういうことになります。欧州諸

国では、大体ホテルの建設につきま

しては國家が低利の融資をいたしてお

ります。聞くところによりますと、大抵利

子が二分ないし三分、そして建設費の

半分までは補助をする、期間が大体二

十年、こういうことになっております

が、日本では開業銀行その他で拝借

をいたしまして――これは拝借する

のになかなか骨が折れるのであります

が、拝借するといつたしましても、期間

が大体七年、そして金利が大体一割、  
こういうことになりました。しかも外国  
の方は、内国つまり国内の人々がふだ  
んでもみな泊るのでありますから、必  
ずしも外国人相手だけでなくてもいい  
わけでございます。ところが日本にお  
きましては、どうしても外国人がほと  
んど大部分を占める。それがシーズ  
ン・オフになりますとがたりと落ち  
る。こういうようなことで、ホテル経  
営といましては非常に困難が伴う  
というのが実情でございます。それが  
ためにどうしてもホテルの部屋代その  
他が高くなる。それがヨーロッパと比  
較されますからして、参りました外  
国人が日本のホテルは非常に高いとい  
うようなことを言うようになるのだろ  
うと思ふのであります。その原因は  
こういうところにあるのでございま  
す。ホテル全般の経営状態等につきま  
して統計を持って参ればよかつたので  
あります。ここに観光局の方もお  
られますが、ペイしているホテルと  
いうのは、これは観光局の調べでござ  
います。総資本に対する利益率がわ  
ずかに六・三〇というような状態に  
ございまして、帝國ホテルのごとき  
非常に古くて相当償却したというよう  
なところはよろしゅうございしますが、  
その他新しくできますところは非常  
に困難の状態にある、こういうこと  
でございます。

○山崎委員 今平山参考人から営業上  
の問題について話を伺いました。そこ  
で、資金の問題について開発銀行から  
相当の金額を融資を受けたようです  
が、その融資を受ける場合において開  
発銀行はどういう扱いをしてくれた  
か、どのぐらい期間がかかったか、こ

の借入金に対して、関係各省はどの省  
がどういふふうに協力してくれたかと  
いうような点についてお伺いしてみた  
いと思ひます。

○平山参考人 私のところの具体的な  
例でよろしゅうございませうか。

○山崎委員 よろしゅうございませう。

○平山参考人 私のところの具体的な  
例といましては、国際観光会館を  
建てますのに大体八億の借金をいたし  
たのでございまして、このうち開発銀  
行から拝借しましたのが一億五千万で  
ございまして、そしてその一億五千万  
を借りつきました。そして、経済企画  
省から大蔵省の方へ融資に関するワ  
クの中に入れていただきました。そ  
うして、開発銀行に折衝をして拝借  
した、こういうことになりました。

○山崎委員 その金の借り入れに  
対して、つまり申し込んでどのぐ  
らいの期間に一億五千万の金が入  
手できるよくなりましたか。今申し  
上げておられることに對して、一  
体どこが親切に丁寧な世話をして  
くれたかということをお伺いいた  
します。

○平山参考人 これは運輸省観光局に  
非常に骨を折っていただきました。期  
間をいたしたのでございまして、期  
間はどのぐらにかかりましたか、か  
れこれ半年ぐらいいはなかつたか  
と記憶しております。

○山崎委員 参考人にあま  
りお尋ねしては恐縮ですが、順次お尋  
ねしたいと思ひますが、そこでまず  
運輸省の計画課長あるいは重松整  
備課長に伺います。観光事業が今  
運輸省と厚生省と通産省にまたが  
り、そのほかにも争ひといひます  
か、そういうような形になつてい  
て、今後観光事業がこれい  
いか、これでもって観光事業が先  
ほど平山参考人からお話のあつた  
ように、一つのホテルを建てるに  
もなかなか容易ならぬことである。  
これには、私は在来から知つてお  
りますが、厚生省は国立公園関係、  
あるいは環境衛生関係、一般旅  
館関係の許可権を持つてお  
ります。それから運輸省はホテル  
整備法によるところの監督を  
行なつておられる。通産省は  
国際観光ホテルの許可権を持  
つておられる。立ち場には異な  
るが、同じような業種のうちで  
三つの省がこれを分断してや  
つておられるが、これで将来  
の国際観光の面を推進する上  
にいいの、かといふことを、率  
直な意見を関係各省から順次  
御意見を伺ひたい。

○山崎委員 観光局の計画課長  
からお伺いしたいと思ひます。

○山崎委員 参考人にお尋ねし  
上げます。観光行政につきましては、  
ただいま御指摘がありましたように、  
国立公園関係は厚生省が持つて  
おられます。なお道路につきましては  
建設省が持つておられます。な  
お道路につきましては建設省が  
持つておられます。文化財保護  
につきましては文部省が持つて  
おられます。なお中央に観光事  
業審議会がございまして、関係  
各省に建議または勧告するよう  
な機関ができておられます。従  
いまして、総理府の方で各省  
間の調整連絡をしておられる  
のでございまして、ただいま  
御指摘がありましたように、非  
常に観光につきましては関係する  
面が多岐にわたります。たと  
えば運輸省でございまして、  
観光の面でも交通関係にお  
きましては、観光局がやるの  
ではなくて、海運、あるいは陸  
運につきましては別の面の監督  
もしております。そういう面  
で同じものが違つた観点から

行政が行われておりますので、御  
指摘のようないふ点はございま  
すが、非常にむづかしい問題が  
ありまして、これにつきましては  
関係各省と十分打ち合せいた  
しまして、観光行政の効果を  
上げていきたいと思ひます。

○山崎委員 今私のお尋ねして  
いるのは、道路は建設省だ、ある  
いは国立公園は厚生省だとい  
うのはよく分れておられるが、  
一つのが三カ所に分れてお  
られる。これでいいの、か、こ  
れで国際観光の面が推進され  
ていくのかといふことをお  
伺ひしております。

○山崎委員 参考人にお尋ね  
したいと思ひます。観光局の面  
から国際観光ホテル整備法とい  
ふ法律もございまして、観光局  
から見ているわけではございま  
す。ただいま御指摘のごとく、  
これが一本になれば結構と思  
ひますが、現在の段階をいたし  
まして、検討している段階で  
ございまして。

○山崎委員 計画課長の話  
は、どうも非常にばくちとして  
いる。私もよくごまかす。実  
際の問題を伺ひたいのですが、  
きょうは各省にまたがって質  
問をいたしたいと思ひます。こ  
のぐらいいはなかつたかとい  
うことをお伺いいたします。

○山崎委員 参考人からお尋  
ねしたい。今平山参考人から  
お話を伺つたように、昨年度は  
開発銀行を通じて、貸金した  
のは帝國ホテル一件だ。それ  
以外にはいろいろなりわが上  
つておられますが、この融資  
の面、つまり援助協力という  
面が一つもありま

せんが、これでもって実際の  
国際観光ホテルを担當してい  
る観光局としていいものか。  
私は先般欧米各国を歩いて  
みまして、日本と外国を一  
緒にしうといふことは考  
えさせられたい。日本  
の地位が落ちるばかりで、  
観光事業といふもの、また  
外貨の獲得という点、と  
ういふ望まれないように考  
える。それは今計画課長に  
お伺ひしたい。ばらばらに  
なつておられるから、どこ  
も力を入れてないの、か、た  
だ場当たりでもって月日を送  
つておられるのではない、か  
といふ感じがする。この点  
について一つ重松さんにお  
伺ひしてみたい。

○重松説明員 お答えいた  
します。ただいま御指摘の  
ように本年度の開発銀行の  
融資は、今のところ帝國  
ホテル一件きまつたばかり  
でございます。私の方とい  
ましては、十数件と思ひま  
すが、開発銀行の方にあ  
つておられるのでありま  
すけれども、きまつたのは  
帝國ホテル一件だけで  
あります。まだあと二件か  
三件が今きまつてお  
られるような状況で  
あります。三月中には  
きまつたのではないかと  
思つておられる。ただいま  
山崎先生のおっしゃつた  
ように、ただ行政が  
分れておられるからとい  
うことで、私たちの考  
えておられるのは、開  
発銀行によるホテルに  
對する融資が、その  
中の整備という柱が  
この開発銀行の融資  
の中に一本立つてお  
りません。ただ最後  
の難といふ中に  
このホテルに對する  
融資が入つてお  
りますので、どう  
してもあと回しと  
申しますか、重要視  
されないといふ点

ら、こういふように融資の道がなかなかうまくいかなないのであります。今後は関係方面と折衝いたしまして、この開発銀行の融資の中に観光事業に対する融資と申しますか、そういう柱を一本ぜひ立ててもらつて、もっと積極的に融資をやつていきたい、こういうふうに考えております。

○山崎委員 今の回答はなほだばくとしてゐる。そのくらのことなら前から知つてゐるのです。この融資の面について難という言葉をしましたが、これは昭和二十六年に金融面の措置について、一応内閣で決つたものを甲種にまで引き上げたのです。甲種の面に取

り扱ふことに私も努力して参つたのですが、その後いつの間にかまた落されて、難の中へ入れられたように聞いております。それは一体どういふ関係で、せつかく何十年か一番ビリケツに置かれた金融面を甲種の扱いにするまで持つていったものを、どうして落されたかという点について一つお尋ねしてみたい。

○蜂須賀説明員 一般の市中銀行につきましては甲種になつておつたのでございまして、開銀につきましてはなつておりませんでしたが、その問題につきましては、開銀については扱いが變つておりません。

○山崎委員 それは蜂須賀さんは前のことをよく御存じなかつたからそういうことになるのですが、私はかりにどこがどうであつても甲の地位まで引き上げたものをいつの間にか難に落されて、そのまま今日までいるということはおかしいというのです。それでは観光局はこういう面に対して、実際どういふ仕事をされてゐるのかということになるのです。

○蜂須賀説明員 お答えいたします。

一般市中銀行については現在も甲種に扱つておりますが、開銀につきましては、財政融資でございまして、なかなか甲に扱つてくれませんので、現在の段階では、ただいま整備課長からお話がありましたように、何とか開銀について現在の国際収支の改善その他の中に入つてゐるのを、もう少しウエイトをつけまして、柱にするなり、観光面を前面に出すなりして、開銀融資を積極的にはかりたいというふうに考えております。

○山崎委員 どうも納得いきません。今平山参事より外国の融資、金利、期間の問題についてお話もあつたので、私も平山参事の方の言われたことを今度よく調査をして参ります。しかし日本と外国とあまり違い過ぎる。そこで私は大蔵省にお伺ひしてみたいのでございまして、大蔵当局におかれまして、日本の観光問題は、ただいなたうに遊ぶために唱へてゐるのではなく、国際親善と外貨獲得という面で、いろいろの国際関係を考えて、この面を推進しなければならぬ段階に至つてゐると思ふ。話はよいことかも知れませんが、今世の中で一番こわいのは税務署だ。大蔵省は取り上げることは力を入れて、国民の血の出るような税金を、自殺するようなところまで取り上げてゐるようです。しかし取り上げることはけつこうだと思ひけれども、商売にしても一方だけいいというものはありませんから、もうける方も、国民の経済が成り立つような方法も考えていただかなければならぬと思ふのです。そうするには、今どうしても日本は一億に近い

国民がともかく生活をしていき、また国際的の仲間入りをして世界に立とうという場合においては、観光面による収入以外に何もものはない。しかるに、お伺ひすればどうもまづ子扱いにして業者には一つも力を貸してやらぬ。早くいへばどうも他人扱いにされておるようですが、これらの点について根本的に改正するお考えはあるものかないものかお伺ひしたいことと、今申し上げたように、ホテルの業界についてははばらばらになつて、それすら一本にならない、また金融面に至つてはなお一本にならないというふうなことになるのでありますが、何か開発の道を開くお考えはないでしょうか、お尋ねしてみたいと思ひます。

○鹿野説明員 観光について、大蔵省といたしましては国際収支の面その他重要な問題があるというところは、先ず御指摘のようになつておるわけでありまして、ただ観光予算をまづ子扱いにしているようではないかとおっしゃられたのですが、私らもいたしましては、むしろ観光の基礎的な条件があまりにも現在の日本ではみじめな状態にあるのではないかと、よく新聞雑誌にも観光業者の方も漏らしておられるように、まず第一にほんとうにやつてもらいたいのは、まづ先に目にするのは、だれが何といつても道路の關係がよいからといふようなお話があるくらいで、観光客を誘致しても、誘致した観光客が満足して帰つて、さらに帰られて後宣伝されて、再び大きくなつて来られるというふうな意味での、観光客が来られたときの基本的な施設の整備という問題がやはり第一じゃないか。その場合に考えられますのは、今申し

上げましたように道路だとか、あるいは日本の重要な公園の整備とか、さらにホテルの問題が出てくるだろうと思ひます。国として最も力を入れて、今おっしゃられたように取り上げた税金をどこに使うかという場合ですと、国として現在まづ先にやらなければならぬ道路の整備に重点が置かれる。来年の予算についても、そういう意味での道路の重点化ということが取り上げられてゐるわけです。それは言ひのがれになるかも知れませんが、広いに言へば、観光の基礎的な条件を整備するといふ面は十分役立つという気持にかと思ひます。あるいはまた国立公園関係の整備につきましても、去年より相当程度増額をしております。また輸送力等観光の面において、実際とだけ外貨の問題に關してすぐに寄与し得るか疑問だと思ひますが、長い面では相当効果があるだろうというふうに思ひます。輸送の面につきましても今年は取り上げたことになつておりますから、全体といたしまして決して観光予算をまづ子扱いにした考えは持つておらないと思ひますのでございまして。ただ観光協会に對する補助金などを減らしてゐるのではないかと、御反論があるかと思ひますが、その点はやはり民間と一緒に協力してやつていく事業でありますので、今までの輸出金その他についても一そり民間に協力していただく面が多分にあるのではないかと思ひます。補助金関係全体に對してできるだけ整理していきたいという面から、運輸省の観光予算に關する面を除きましたは、それは増額をしなかつたのでありまして、まあそういうふうな考え方でありまして。

○山崎委員 今お話の点も、たびたび委員会等で何つてゐる話ばかりで、それでは一つも進歩がないと思ひます。この際お尋ねしたいことは、かりに三十三年度の予算にいたしまして、観光五カ年計画による予算を計上いたしましたも、ほとんど消費されておる。むしろこの全部を受け入れてもらつて、いふことは考えておりませんし、またまづ子扱いをしないというお話ですが、お話をあつたような国立公園の整備とか、道路の整備とかいふものは世界を歩いてみても、また大蔵当局の方々も方々視察されておられるので、それからよくわかつてゐると思ひますが、旅行者といふものは、もちろん道は必要ですが、まず泊るところがあるか、いいホテルがあるか、安い値段で泊れるかということが一番重要なことです。国立公園問題とか、いろいろ文部省の史跡の問題は、これはいろいろやつておいて、当然せねばならぬ保護法になつております。私の今指摘するのは、今までのやり方ではどうしてだめだといふことです。それにはどうしても大蔵省がこれらの問題を本腰で取り上げていただく。早く言えば大きなタイをつりたいのだ、ドルをつりたいのだけれども、えさ代ぐらゐは出してももらわなければ大きなドルはつれない。世界二十何億の金持ちの國民を相手にどうしても戦わなければならぬ。それには今までのような考えではいかぬと思ひます。お願いやら意見を述べて、これを實行してもらふようにしていただきたいと思います。これらの点について今説明になつたことでは納得できないし、今までも年じゅう何つてゐるのですが、大蔵省はこれ

に對して、今までの開業銀行のワケの問題にしても、また預金部の資金も必要とあれば、何とかこれを考へてやろうというふうなお考えはできないものでしょうか、伺いたいと思ひます。

○鹿野説明員 先生がおっしゃられましたように、先ほど述べましたことも今まで再三申し上げたことと同じ趣旨を申し上げたわけでございますが、やはりほんとうに基本的な問題は依然としてそこにあるのではないかと思ひます。ただ先生がおっしゃられましたホテルの問題その他についての抜本的な対策はないかということにつきましても、私説明員として担当の範囲を若干逸脱いたしますが、やはり国の直接の補助金とか、そういう問題だけではなかなかホテルの事業とは結びつかないわけでありまして、やはり融資の問題となる。融資の問題としてはどういふ長期低利の融資の道が開けるかという御質問になるかと思ひますが、そういう問題になりますとはなはだ申しわけないと思ひますが、理財局、銀行局の問題になりまして、私もはたではいろいろ聞いておりますが、責任のある御説明をいたしかねるので、あらためて何か金融関係の担当者をお呼び願ひたいと思ひます。ただ知つてゐる範囲のことを補足して申し上げますれば、開業銀行の關係などにつきましても、從來もある程度そういう道が開けて、三十一、三十二年ともホテル関係では二億ないし三億程度の金が出てゐるやに聞いております。またことしも開業銀行とかその他の資金以外に、一般の資金としても三十二年の繰り延べが若干増額してゐる。ただし内容的にはいろいろ事情があつて、ほんとうに一

般的な観光方面に回せる資金がどれだけあるかということについては、私の聞きましたところではなかなか余裕が十分ではないやに聞いておりますけれども、抜本的な対策をというところでございまして、やはり担当の者をお呼び下さつてお尋ね下さればと思ひます。

○島山委員 筋が違ふからよく説明ができないというのですが、今お話のうちにありましたように、現在国際ホテルを建設しようというのに二億や三億のそれこそはした金で、一軒のホテルができるものだといふ解釈を持つてゐることが根本的に間違つてゐるのじゃないか。今少くとも当局に申請してゐるホテルは、大体小さいので十億前後じゃないですか。それなのにどうも国家の予算が二億や三億で一般的な問題を扱おうといふことでは、まるでどうも赤ん坊がおとなの仕事をするやうなことになるやうなもので、そういう考え自体が間違つてゐる。外国の例を出して恐縮ですが、外国では、どんな町に行つても一番いい場所が一番大きな家が建つてゐるのはホテルなんです。そのホテルの融資はみな國家がやつてゐるのです。それに比べて日本はあまりに貧弱といふか、考えが違ふのじゃないか。といふことは、もう戦争後平和國家として日本が建設してゐる段階にあるのに、昔のやうな排他的考えを持つてこの問題を取り扱つてゐたやうなことで、とうてい進歩しないのです。業者の方は何とかつばなものを建てようといふことにきつちきつちとしてゐるのですが、これから上はどうしても政府の協力をいただかなければならない。同時にパーセンテージ

問題ができませんが、實際に國際ホテルを建てていこうといふのであつたらば、自己資金五割に、低利資金を五割ぐらゐくともこれに對して貸すぐらゐの考えと用意をしてもらわなければ、よいホテルはできないのじゃないか、かように考えますが、これらは資金部とは違ふといひますがどうお考えになりますか、お尋ねしてみたいと思ひます。

○鹿野説明員 ホテルの自己資金がどの程度でなければならぬかという御議論になりますと、私はなほだその点十分なる見識を持つておりませんが、たゞお答えしにくいのでございしますが、たゞホテルの建設資金が一億や二億の問題ではどうにもならぬので、もっと大きく抜本的な対策をとるべきじゃないかといふ御趣旨には、事實ホテルに國が相当力を入れてやるというのには、なかなか一億や二億の金では済む問題ではないといふふうに考えます。ただ國としても観光が重要な問題であるといふことはよくわかつておりますが、いろいろな面で資金需要が非常にふえるのですから、十分な資金がさき得るかどうかといふことにつきましても、今後十分検討をした上でないとお答えいたしかねる問題じゃないかと思ひます。

○島山委員 今の鹿野さんの説明はごもっともであります。私の要望するところは、現在の考えではいけないから、新たに根本的な考えをしてもいいたいといふことなんです。ぜひ一つ何かの会合の際、今までのやうなことではいけなからうしてやろうではないか、こうしなければいけないのではないかと今度まで一つ御配慮を願ひたいと思ひます。

運輸大臣がお見えになりましたので、お尋ねしてみたいと思ひます。運輸大臣はこのホテル整備法なんかに関連しましていろいろお考えを持つておられるやうですが、大臣がホテル整備法の改正について意見を述べられた内容を先般お伺ひして、ごもっともだと思ひます。しかしこのごもっともな点を裏づけるためには、運輸省並びに大蔵当局のこれに対する助成方法が完備しなければ、大臣は法律改正の案を出されませんが、これはマッチしないと思ひます。先ほど大臣の見えないときにお話したのですが、ホテル整備法関係は運輸大臣であり、また一般旅館は厚生省であり、それから純粹のホテルは通商省が持つてゐる。この三つになつておりました、何かお互ひに勢力争ひみたいな立場に置かれておられるやうですが、いやしくも國際觀光ホテルを担当しております運輸大臣としては、この資金面について大蔵当局にこれに對して資金の協力をもつと十分にしてもらわなければならぬ。今もお話しましたが、まさ子扱いみたいな扱いにされてゐる資金面では、この問題は解決しないと思ひますが、大臣の所見を拝聴したいと思ひます。

○中村國務大臣 國際ホテル整備法については、これから一番力を入れなければならぬのは、洋式ホテルもそうですけれども、日本スタイルのホテルを作つていく。これに私は今努力をしてゐるところですが、いづれにいたしましても先立つものは金であることは申すまでもありません。そこで私は現在の金融情勢、現在の經濟情勢から見まして、ホテルといふものは、國家がこれに對して援助をする、あるいは開業

等を通じて援助するといふことでなければなりません。開業の資金と申しましたが、そうホテルばかりに獲得できません。これは実情を申し上げるのです。ですから自己資金によつてやつていただくことを希望いたしますが、先般も申し上げました通り、國會が済みましたならば、觀光局長なりにわれわれが話をして、生命保険などに一応當つてみようといふことを考へており、成功せしめたいと思ひます。やはり長期にして安い金を得ることが必要だ。しかし今日におきましては、やはり自己資金においてやつていただく。その割合はどうすればよろしいか。今仰せのやうに半分でやるのがよろしいか。これは多いほどよろしい。しかし現在のところは自己資金が多い。これはどういふふうな経路をたどつておられるのか、私はまだ詳しいことは知りませんが、あの表など見ると自己資金が多い。そこでホテルの整備法の見地からいたしますならば、これはやはり一面におきましては登録旅館として確保していくと同時に、やはり税制の上においてはこれが助成をしていくといふことはやらなければならぬと思つております。もう一つ最後に申し上げます。開業ホテル整備法は運輸省、これもどうも一緒にしたいと思ひますけれども、厚生省の方は主として環境衛生から考へており、こちらは觀光といふところからホテル整備法を考へてゐる。もつともホテルと申しましたが、衛生設備の悪いホテルには外国人は泊りませんから、われわれもその方面から見なければなりませんけれども、現在のところ多少の分野のあるといふことは御了承願つておきたいのであります。

○島山委員 大臣は今のホテル整備法に対して、個人資金ということ、それから生命保険等を利用して、その方面から何か方法をとりたいという御意見です。もちろんそれはけっこうであります。私のお尋ねすることは、そういうような個人的問題を考へてやると、外国人の満足できるところの宿泊の裏づけができない。外国へ行つてきますと、日本のホテルは高いということ。高いいいことは、資金面がうまくいっていないから高いということなんです。やはり政府は、自己資金が五割であつたらしくも五割くらいは低利資金をホテルの建設に対しては必要に応じて融資をしてやろう、それ以上のことはお互いにやりくりをしなければならぬ。ホテルはできない。また同時にやりくりしてできなくても、赤字財政になつて、利益があるというまでには必ずしも商売でありませんから、まずこれらの点を考えまして、運輸大臣がこれをもつと根本的にいろいろな事情を推察願つてやつていただくならば、一つの模範にもなり、大きく見ますれば国際親善の一助にもなり、また外貨の獲得にもなり、という大きな問題だと私は思ふのです。この際個人としては、機会があつたらどんな思いをしても、どんな苦勞をしてもやりたいという決意は持つておられますけれども、何しろ資金面が、今ホテルの相当のものを建てるには莫大な金がかかるために、これが実行に移せなかつた。それで今までのように観光局の御意見も少しは伺つておられますが、私も観光局に対しては観光部時代からいささか今日まで続けておりますので、あらゆる事情は知つておりますけれども、今日もう現実

の問題になつておりますので、先般の運輸大臣のホテル整備法の所管問題につきましてもいろいろ意見が出ましても、ホテルは通産省によつてと、あるいはこういう営業は厚生省によつてと、あるいはこういう場合にきまつて、微力ではありましたが、まず運輸省においてこれを強く推進してもらつて、今さらそういう通り一べんの言葉だけを私はお伺いしたくないのです。この際大臣に一つ何らかの措置を根本的に考へてもらいたいということなんです。

○中村国務大臣 率直に申し上げます。今預金部資金を出すとか、国家資金をホテルに出すとかいうことは困難であります。ほかに電力もあるし、鉄鋼もあるし、あるいは国鉄にも出してもらわなければならぬ。それでありますから今近くやると言ふことは、これは私にはできないことは申し上げたい。しかし開銀を通じて今私は努力をいたしております。現に大阪はできておりますし、あるいはまた京都あたり、その他各方面にも申し込みがございまして、これをやらすつもりでおります。が、今直にはそれでございまして、私は一応この生命保険などから考へてもらつたらいいのじゃないかというところで、これは一つその団体と懇談をしてやつてもらふ。しかし何分にもなかなかホテルの経営はむずかしいのです。これはあなたも御経験であつて、あなたの方はなかなか健全経営をやつておられるので私も敬意を表しますが、建てたところでこれをどうして維持していくかということ、これは

なかなかむずかしいのです。それでございまして、重点的に、ほんとうに民間の資金のある人に対しては開銀の援助をしていこう、こういうので、このごろは流行的に、だれもかれも登録旅館の申請をしておるのです。私は率直に申し上げますが、これはストップしてもらふねと困る。重点的に、ほんとうに資金のある人、まあ有名な実業家とか、あるいは地方における實力のある人、これに対して開銀がバックしていくというので、現実の問題でいくしか仕方がないと思ふのであります。私はちやいな、ちやいなものはやらぬつもりであります。やるならば、今島山さんが仰せのように、五十億、百億の、これはジュネーブあたりにあるようなホテルに負けないようなものをやるということに、私は今日努力をしたいと思つておるのでござい

○島山委員 今の大臣のお話は、非常にわかつたところもあります。が、わかつたところがあるのです。開銀銀行がホテルにだけ金を出すわけにいかないということ、それはごもっともでわかつておりますが、ホテルに出した金は、昨年度帝国ホテルに対して三億五千万円一件出したきりなんです。私に言わせると、帝国ホテルあたりは日本の代表ホテルであつて、社会面においても信用の面においても、これらのホテルはむしろ開銀銀行から出さなくとも、自己資金でできるホテルじゃないか、くらいに思つてゐるのです。その安全なホテルへ一件出しただけで、その他のものはそのままとめられておるといふことと、本能的に政策的におかしいのじゃないかと思ふ。ただホテルばかり

に金を出さうなんということは、もちろん考へておられません。ところが、しかしホテルの建設に對しても、今大臣が言われたように、必要に応じてこれはどうしても建てなければならぬという、ようなホテルに対しては、やはりそれに相応するところの金額を出す用意がなければ、ただいたすにやれやれと言つたところでこの問題は取り上げられる問題ではなからうと思ふ。それを掘り下げてお考へいただくのでなければ、この問題は今後何年これを継続いたしまして、もう五十歩百歩で、さつぱり前へ進まない、大英断をやつていただかなければならぬ。そこで生命保険の問題その他いろいろありましようが、私は開銀銀行あるいは預金部資金あたりも、国家がこれはどうしても必要であるというよりな場合に、これら点を考慮に入れていただくところまで大臣等のお骨折りを願うのでなければいけないのじゃないかと思ひます。今までのありきたりな考へでなくしてやつていただきたいということを申し上げて、これに對して大臣のお氣持を拝聴したいと思ふので

○中村国務大臣 開銀の資金がホテルに回つてゐるのは今御指摘の通りです。三十三年度は今開銀と相談をいたしておりますが、これも重点的になるだろうと思ひます。しかしその重点的にもやるといふことの道がやはりついているというところであります。ならば、ホテルの充実はできるだろうと私は思ひますが、国家資金、預金部資金は、これは私が政治力があれば取れるのかもしませんが、その点は将来私は努力をいたします。また大蔵大臣にもこの

○島山委員 大臣の話は一応そのくらいにいたしまして、経済企画庁の調整局長さんが見えておるようですので、そちらに伺ひます。先ほど會議の前にいろいろ話も出たのでございまして、開銀銀行の融資等につきましても、経済企画庁に大へん御心配をいたしておるようございまして、ありがたうございします。そこで今申し上げましたように一年に一件しか融資をしていないなんということになる。ちやうどお化けが出たかというやうな感じがいたしますので、これでは国際的親善あるいは外貨の獲得というやうなことを実現にお考へになつていただいているのか、これは考へていただく必要はない。今世界の広いところを歩いてみますと、日本のやうな島國根性であつてはいけません。戦争後十数年もたつております今日、今までのやうな経済のやり方だけではいけないと思ひますので、この点について企画庁として一つ特に御配慮をいたしたいと思ひます。お考へをお伺ひしてみたいと思ひます。

○大堀政府委員 私どもの方としましては、政府資金の融資の基本的な方針を関係各省と相談をいたしまして、毎年きめておるわけでございます。開銀銀行につきましても、その運用方針によつて、それぞれ所管省であります大蔵省、あるいは産業の所管である各省、

また融資の当事者である開発銀行が、  
個々のケースと、その方針によって貸  
付をしておるわけでございます。た  
だいまお尋ねの観光関係につきま  
しては、方針としては国際収支の改善に寄  
与する効果が顕著であるもの、また確  
実なものに対しては開銀の融資を行  
うという方針を出しております。それ  
によつて過去におきまして選別の結果、  
ただいまお話がありましたような実績  
が出ておるわけであります。むしろ資  
金ワカ全体がきまつておりますのと、  
いろいろと政策の上でございすもの  
ですから、希望通り百パーセント、  
たくさん出していくというわけにも  
いかぬと思ひますけれども、重点的に国際  
収支改善のために、観光振興に必要  
なものについては考えていってしか  
るべきであり、また過去におきま  
す、そういう見地から金のワカ内  
でそれが行われております。今後私  
どもとしましては、やはり観光収入  
をふやしていくことが、とても重  
要なこととございますから、全  
体の金の許す範囲においては十分考  
へて参るようになしていきたい、こ  
う思つております。

○**農山委員** 今大堀局長さんからのお話は、表通りを歩いたよりなまことにくはけつこうな回答だと思ひのですが、私が先ほどから各省にお願いしておることは、掘り下げてやっていただかなければいけない。一年間にホテルに貸し出した金が一件、日本が幾ら小さい国といえども、日本じゅうでただ一つだけやってゐたのでは、かりに十こしらへるのには十年かかるわけです。そんなスピード時代ではなからうと思ひののです。とにかく飛行機でさつと回れる

といふ時代に、一年に一つこしらえて、それで各省が万全とされていることは、何とも私は言葉に尽せない問題があろうかと存じますが、私の指定された時間もそろそろ参りましたので、結論に入りたいと思いますが、今お尋ねしていきますと、経済企画庁がこの問題について大きな役割を果たしていたおるように何っておるのでございますが、どうか今後そういう小さなドルをつくるのだから、もっと大きな考えをしていただきまして、必要に応じてそれに準じたお考えをお願いしたいということを大蔵御当局と経済企画庁の皆さんにお願いをしなければ、今後の観光事業はだめだと私ははっきり言えます。幾ら百万言うまいことを並べてもだめだ。だめならいつそんな苦勞をしないでよしてしまつた方がいいかと思うくらいであります。

そこで今度は厚生省の環境衛生部長さんが見えているようですが、今までで話したような点を考慮していたが、同時に厚生省の国立公園の問題につきまして、先ほどお話がありましたけれども、地方に行ってみますと、まだ何らの措置がしてないという声が高々いのでございますが、これらは今どういうふうになっておりますか、お尋ねしたいと思います。

○尾村政府委員 第一に旅館業法との関連があるかと思えます。今国際観光旅館の整備法と、それから旅館業法とこの二つが法的に規制しておるわけでございますが、ただこの旅館業法の方では今の観光目的とか、あるいはこれかどういいうお客が必ず泊るというふうな形で分けておりませんので、ホテ

に、構造、設備の様式によってこの四種類に分けて、それぞれの最低といえますが、そういう分類されたものの属する最低の公衆衛生の立場からの衛生措置の基準というよりなことで規制するのを目的にいたしております。これによりまして、旅館に泊った公衆が公衆衛生上非常なまずいことにならぬようにという基準を施行する、かような形で許可営業にいたしまして、営業許可をおろしておる、こういう形になっております。そこで現在全部合せまして約六万軒許可をしておるわけでございますが、このうちのホテルにつきましては今約百六軒、これが法によりましてホテル、いわゆる洋式旅館というものでございまして、これが百六軒、一般旅館が五万二千軒ほどございますが、このうち国際観光旅館といたしまして登録されておりますものが、私の方で調査いたしましたところつかんでおりますのは、ホテルの方では今の百六軒が属しておるかと思っております。それから旅館の方では、これは一割強の五万二千軒中約六百軒——五百九十八軒、こういうふうになっております。従いましてこれら和式旅館、それから洋式旅館の中で、さらに国際観光という観光政策の上からの任務を付与いたしまして、こういうふうな別の形でさらに分類されておる、こういう形になっております。従って同じ国がやる法律が二つあつてはおかしいという点はございませうけれども、実質的には内外人を問わず最低の衛生措置というものは、洋式旅館ならこれだけ、和式旅館ならこれだけというのは一本であつて、そ

れにそれぞれ特殊な任務を与えてそれにプラスする、そのようなのがやはり適當ではないかと考えておりますが、ただしいてこれを一本の法律にいたすといいたしますれば、旅館の中でさらに国際観光、大部分外人が泊るかもわからぬという種類の任務を入れた国際観光の和式旅館の最低基準、あるいは国際観光の洋式旅館の最低基準というものを、さらに種類をふやしまして、これらの衛生基準をきめるという方法もあります。が、これはしかし大した意味がないのではないかと。むしろ衛生基準中心のものとは今のような程度で引いておきますして、先ほどのお話のように、外人が泊る場合の、日本人と違った慣習等に合せて満足していくようにという全般的の観点からプラスしたものが、ほかの観光政策と一本になった整備法のほうが適當ではないかというふうにわれわれは存じておりまして、今のところこれを取り入れて一本化する方がよろしいとは存じておらぬわけであります。

それから国立公園との関係でございますが、これは私自身の所管でなく、きょう国立公園部の課長が参つておりますが、これが同じ厚生省といひましても、今と同じことでございまして、国立公園地帯の中には、今度は旅館という形で最低の規制はもちろん必要でございますが、さらに国立公園地帯観光方策とマツチしたような形でいろいろ助成をしなければならぬわけでございますが、これは今のところ特別な助成は考えておりませんで、むしろ国際観光の方で、一本でやる、こういうことになっております。ただ重要なことは、これらの国際観光旅館について

て外人が一番困っておりますのは、やはり清涼な飲料水とそれから便所、さらに少し落ちますがバス——浴室の關係でございます。この三つの条件がそろいませんと、いろいろと不都合の点が多いというふうに聞いておりますので、これは旅館業法の中で助成はいたしておりませんが、一般の環境衛生施設といしまして、国際観光旅館のある地帯全体が水洗便所化できる、あるいは井戸水を直接個々にくみあげるのではなくて、水道が引かれるということが、観光旅館それ自身の整備費を非常に軽減すると同時に、一番理想的な形になると思いますが、この方が極力そういうような観光地帯に優先的にこれらの整備費を——これは補助金もついておりますが、それから上水道の場合には、特別な公営企業債のワックを獲得いたしました、全部割り当てるようになっておりますが、公共団体がやる場合にはそういうことを十分考慮に入れて現在でも配付等を考えております。ただ直轄民間企業そのものに与えるという形は、一切考えておりませんが、実質はある程度役に立っている、かように存じております。

○島山委員　時間がありませんから、厚生省問題は何いすることができませんが、とにかく環境衛生問題の法律も制定しましたし、法律化していろいろむずかしい問題がたくさん出て参ろうと思いますが、今後またこれらの問題につきまして、一段と健全なものにしていただきたいことを特にお願いをいたします。

最後に私は、建設省の都市計画課長さんが見えておるようですから、簡単にお伺いしてみたいと思います。憲法

九十五条による特別都市の法律が制定されて、約十年近くになんとなんとする今日、これに対して国は援助をしななければならぬという規定があるにもかかわらず、その主管たる建設省は何らの援助の措置を講じられておらないについてお伺いしてみたいと思います。

○小林説明員 たいま御質問がございました特別都市計画の問題でございますが、現在一般的に都市計画は都市計画法に基いておられますが、そのほか何らかの特別な措置を定めております特別な都市計画法が十五ございいます。その十五の中には広島、長崎等の平和都市の建設法でありまうとか、あるいは横須賀、呉、佐世保、舞鶴等の旧軍港市転換法でございますとか、各種ございいます。観光都市と名前のついております特別な法は七つございいます。しかし通常この七つのほかに、芦屋、姫井沢など八都市あるわけでございますが、これらの観光都市と名のついております都市のうち、京都を除きました分につきましては、これらの法律が昭和二十五年及び二十六年にできておりますので、二十五年から三十三年までの第一期の事業計画を、各都市の要望等をまとめまして立てておるわけでございますが、その総事業量は、街路につきましましては総計四億五千五百八十四万円でございますが、昭和三十三年度までの国庫補助対象となりまして、また及び各市の都市計画税等を投入いたしました事業の実績は、三億一千八百八十七万八千円でありまして、全体の進捗率は六八％になっております。これは街路分についてだけでございますが、実はお話のように、必ずしもこれらの

都市に対して、国家が非常に余分の助成を都市計画関係でしておらないというところは、ある程度事実でございますが、実は戦災復興の特別都市計画事業というものが、昭和三十三年度終了をいたします。戦後十年間の都市計画事業の復興の使方は、もっぱら戦災都市の復興ということに重点が置かれておりましたために、それ以外の都市につきましましては、やや力が及ばなかつた点があるのでございますが、この戦災復興も三十三年度で終了いたしましたので、その他の都市につきましても三十三年度以降は、従来よりははるかに余分の助成がなし得るであろう、このように考えられるのでございます。

○山委員 今御説明のことは、私の伺つてることと少し筋違ひなんですが、私は今御指摘になりました八観光都市にしてみてもいいのですが、これに対する助成はどういうことをしているか。三億幾らか、四億幾らかという数字がありましたが、私の見るところでは、この八都市に対して個々には何ら措置が講ぜられていないと思ふ。同時にこの都市は一年に二回、総理大臣に対して計画収支の報告をしなければならぬ義務を負わされていながら、何らの措置が講ぜられていないが、ただ一面税的にどうとかいうのじやなく、これに対して実際に何らかの援助、補助ができておるかということですが、できていないと思うのです。できていたならば、どこどこがどういふような性質によつてできておるかということ伺いたい。

○小林説明員 これらの八都市に關します法律によりまうとすると、これらの都市に關します都市計画事業は、すべてこれらの法律に基く特別な事業だといふことになっておりますので、たいま御説明申し上げました数字は、法律的にはすべてこれらの特別法に基く補助だといふことに、法律的にはなっております。

○山委員 その特別の法という仕事は、どういふ仕事でできておりますか。

○小林説明員 まづその内容は街路、公園、区画整理、下水道というよりなものでございまして、そのほか来年度の事業といたしましては、京都に国際観光会館というよりなものを、京都市が中心になって建設をいたしますが、そのうち国際会議場として建設される分が六千万円ほどございまして、その分のうち三分の一の国庫補助を考へております。それ以外の都市につきましては、広島、長崎につきましては平和記念堂とか、そういうよりな建築物に補助をいたしましたが、それ以外の観光八都市につきましては街路、公園、下水道、区画整理事業というよりな、他の都市で一般の都市計画事業として行われておりますものが、これらの法律に基く特別な都市計画事業といふことで、法律上は執行されておるわけでありまう。

○山委員 一つの例を出して恐縮ですが、熱海あたりは非常に観光客が多し、外人も非常にたくさん来られるので、これらの都市はむしろ法律がなくても、今御指摘のよりな点ぐらひは当然政府がやるべき問題じやないですか。私はこれらの都市に対してあらたまった法律によるところの規定をやつたのじやないと思ふのですが、どうですか。

○小林説明員 確かに御指摘のよりな点があるわけでございますが、これらの観光という点から申しますと、必ずしもこれらの法律のあります都市のみが必ずしも観光客が多いというわけではございません。たとえば日光でございますと、あるいは六大都市等は、数からいへばこれらの都市に劣らないだけの観光客があると思ひます。予算配分の点につきまして、こゝういふ国会で御制定になりました特別な法律がございまして、できるだけ重点的な補助金のつけ方をしたいといふことで考慮いたしておりますが、他の都市よりも非常に余分なものをつけるというよりなことは、道路整備の全国的な計画からいって必ずしも容易でございませぬが、できるだけいろいろ努力をいたしておりますし、今後とも努力をいたすつもりであります。

○山委員 時間が参りましたので最後に一言申し上げたいと思ひますが、今の話では納得できないのです。これは幾ら聞いても同じなのです。やるべきことをやるのは当然のこととて、特別都市に對するお考えがないといふことを指摘しているのですから、それをしてもならなかつたら法律は必要ないのですよ。それを所管であるところの建設省は、御迷惑でも何らかの裏づけ措置を作つてもらいたいといふことをお願いいたします。この問題は非常に多岐にわたつておまして、きょうは皆様に言にくいことをたくさん申し上げましたが、要するに今までのようなおざなりでこの問題を取り上げていただいたのではだめだといふことです。どうかお互いに話し合つていただきますと、國際的に見ても恥かしく

ないようなものを一つ一つでも建設してもらいたい。さっきの融資の問題にしても、一年に一つやつていばつているようですが、いばつているわけでもないでしようが、それでいばいだといふのでは困るのです。日本は小さいといへども、どうも何だか恥かしいような氣持もしますし、それではいけないと思ひます。どうかこの観光問題は、日本の經濟安定と外貨獲得と貿易の振興のために、どうしても一段の御協力を願いたいという氣持からいろいろ申し上げた次第でございますが、時間が参りましたので、私は他は次会に譲りまして、本日はこれで終りたいと思ひます。

○赤澤委員長 観光に關する質疑は本日はこれにて終了いたします。平山参事者におかれましては、御多忙のところ本委員会に御出席下さいまして、大へんありがたうございまして。この席より厚く御礼を申し上げます。

○赤澤委員長 次に海難審判法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。質疑の通告がありますから、これを許します。井岡君。

○井岡委員 先般海難審判法の一部を改正する法律案について御提案をいただいたわけですが、その御提案の中に、最近海難の審判が非常に多い、そこでこれを最も能率的に処理するため副理事官を置く、そして所要手続をとつて事件の早急な解決をはかりたい、こゝういふことでございまして、多くなつてゐる実績等、一応数字がありまして、國際的に一つお示しを願いたい。

○赤澤委員長 七

第一類第十号 運輸委員会議録第十三号 昭和三十三年三月十二日

○中村国務大臣 この改正は今御了解下さった通りでございますが、海難の状況とかあるいはその審判の経過、これは長官から詳しく申し上げます。

○長屋政府委員 処理状況を説明するようにと御質問でございます。今までの実績をお話し申し上げます。理事官の受理いたしました事件が、昭和二十八年には一万二千四百八十六件ございまして、漸増いたしまして、二十九年には一万三千四百四十件、三十年には一万四千七百三十八件、三十一年には一万五千九百三十二件、三十二年には一万七千六百九十七件、これはまだ三十二年は終わっておりませんから一部推定でございますが、そういうことになるかと申し上げます。それがどういう工合に処理されておるか申し上げますと、こまかいことを抜きまして、処理した件数は一万一千二百九十七件でございます。大体受けた事件の九〇％以上を処理しておりますが、前年からの繰り越しがございますので、結局二十八年度には九千二百一十一件の残件がございます。それから二十九年度には、処理しました件数が一万三千六百四十四件で、大体処理しておるのですが、やはり繰り越しがございますので、九千三百九十七件を残しております。三十三年度におきましては、一万三千二百六十四件処理いたしまして、一万八百七十一件を残しております。三十一年度におきましては、一万五千六百八十八件処理いたしまして、一万一千六百八十五件というものが残っております。繰り越しとなっております。三十二年度には、先ほど申し上げましたように一部推定でございますが、大体一万五

千二百五十四件処理できまして、一万四千二百二十八件が次年度へ繰り越しという形になっておるのでございます。○井岡委員 そこで少しこまかくなりますが、副理事官をお置きになった趣旨がそういうことでございまして、概略でよろしゅうございましてからお答え願いたいのですが、副理事官で処理でき得るとお考えになっておる件数、これがどのくらいありますか。

○長屋政府委員 これもやはり従来の事件処理に要する一人分の分量が大体でございますから、それによって算出いたしますと、簡易審判を請求するものが、約二百二十件になります。事態輕微その他の理由によつて、審判不要、すなわち刑事事件ですと不起訴という形になるものが千三百五十件ございまして、そのほかの約八千五百件というものは、しきで貨物がぬれたとかいうような事件、それからこの理事官から向うの理事官に移す処理をいたします件数、これを合せて八千五百件、大体これくらいを今度の副理事官で処理していこう、こういう考え方でございます。

○井岡委員 お考えはけっこうなのですが、御説明の中にも算出ということが出ておりましたが、これはお考えだけではないに、私は実績をお尋ねしておるのです。実績がわかりましたらお教えいただきたい。

○長屋政府委員 副理事官はまだ置いておりませんので、実績というものは、これからできるので、わからぬわけでありまして。

○井岡委員 そうではないと思うのです。簡易副理事官に適當する者、こういう者があるという考え方で副理事官をお置きになりましたのですから、これは算出でなくて実績ではございませんけれども、ある意味における実績、いわゆる輕微な事件ということになれば、これは一つの実績ということにもなりはせぬかと思うのですが、言葉が適當であるかどうかは別として、とにかくお教え願いたい。

○長屋政府委員 事実簡易審判をやっております理事官自身もこれに當つて、一人の審判官をやつておる事件がございまして、その実績はちよつとここに持つてきませんので、後ほどお知らせいたします。

○井岡委員 そうしますと、そのお考えでやれば大体事件が残らずにやつていけるというお考えですか。

○長屋政府委員 副理事官が理事官を助けて今後やつていきますと、その年に受理した件数は、ちよつとそれを上回るくらいの処理能力があると思うのです。そういう算定しておるわけでございます。

○井岡委員 官庁の方はえてして法律を改正なさるときには、そういうお言葉を必すしもそういうことにならないのじゃないかと思つておるのです。と申しますのは、今の理事官は二十六名です。ね。そのほかに副理事官を何名くらいお置きになるお考えであるか、この点をまず聞いておきたい。

○長屋政府委員 七名でございます。各地方海難審判庁及びその支部、七カ所ございまして、一カ所に一人ずつ置く考えでございます。

○井岡委員 七名置いて七カ所に一名だけお置きになる。なかなか私はそれは無理ではないかと思つておるのですが、それ

れでやりになれるということでありますので、私はあえてその問題は追究しないでございませう。

○長屋政府委員 これは書類の整備だとか、あるいは各方面へ照会を出したりするより、事件に関する書類の作成とか、あるいは保管、送達というよりなことがおもひでございます。

○井岡委員 そうすると副理事官は、審判庁のどういふ方からこれを任命するのですか。

○長屋政府委員 これは海難審判庁事務官でございます。事務官から、後ほど御説明申し上げようと思つておるのですが、それに適當する学識経験を持った者を登用するといふ考えでございます。

○井岡委員 そうすると事務官の数は増員されるお考えですか。

○長屋政府委員 それだけ減るわけでも、大蔵省へ予算を要求いたしましたけれども、どうしても予算定員がいただけませんので、事務官の数はそれだけ減るわけですね。組みかえるわけでございますから……。それなら手が余つておつたのかとおつしやられると、別に余つておるといふことは申し上げられないのですが、しかし一番重点的に、理事官の取調や証拠収集を円滑にするために、副理事官を置きまして、まずこの方も整備いたしまして、事務官のそういう数が減るわけでございますか。

○井岡委員 私は先ほどそういう方法でおやりになるのですかと聞いたところ、長官はやれると申されるもので、定員がふえていない。そこでどこから副理事官を選任されるのかとお尋ねしたら、結局やはりそこだといふ。私は事務官の方が各審判所であつておるとは考えておりません。私たちの調べたところでは、かなり手が不足しておるのじゃないかと思つておる。その中からさらに七名を引き抜くということになりますと、なるほど審判事務はある意味においてはおかどつていくかもしれませんけれども、やはり審判事務を処理する、いわゆる事務的な問題、こういう面から再び遅滞が起つてくるのじゃないかと思つておるのですが、この点はどうなんでしょうか。

○長屋政府委員 裁判所と検事局あるいは検察庁との関係なんですけれども、小さいところでは、審判庁とそれの付随機関である理事官との間は、いろいろ仕事の融通ということはおきませんけれども、やつておるわけでございますが、裁判所では裁判官一に對する、書類なんかを処理する書記官の数はすつと多いのでございまして。一番多いところは二倍半の人員を持っておりますので、私のところは従来審判の書記が〇・八しかございまして、少くとも審判官一に對して一の人員がほ

ら、どうしても仕事は今までも多くなつて参りますけれども、何とかこれは能率を上げて努力したいといふ考えでございます。なかなか私の努力が足りないもので、予算定員がいただけないために、こういう苦しいやり方をいたしておるのであります。

○井岡委員 私は先ほどそういう方法でおやりになるのですかと聞いたところ、長官はやれると申されるもので、定員がふえていない。そこでどこから副理事官を選任されるのかとお尋ねしたら、結局やはりそこだといふ。私は事務官の方が各審判所であつておるとは考えておりません。私たちの調べたところでは、かなり手が不足しておるのじゃないかと思つておる。その中からさらに七名を引き抜くということになりますと、なるほど審判事務はある意味においてはおかどつていくかもしれませんけれども、やはり審判事務を処理する、いわゆる事務的な問題、こういう面から再び遅滞が起つてくるのじゃないかと思つておるのですが、この点はどうなんでしょうか。

しいところ、だんだんと充実して参りましたが、昭和三十三年度の予算定員を要求いたしまして、いただけませんので、これは常勤職員を組みかえまして、そして書記を五名ふやしました。それで書記というのとはもと海難審判庁事務官ですから、事務官が五人ふえたという形なんでありま。そして二人だけは、どうしても七人と五人です。足りないという形な。んですが、そういうところへ融通をつけて、事件を能率的に処理していこうという考えであります。

○井岡委員 お考えは、私は非常に御努力なさることについては敬意を払うわけですが、むやみやたらに人をふやす必要もないと思うのですが、法律の改正の趣旨が、事件を遅滞なく処理していきたいというために法律の改正を行われるわけなんです。ところが片方の方では、なるほどその法律の改正に基いたような措置は講じられておるように見えるわけですが、いわゆる理事官に見ても副理事官にしても、一人では仕事はできない、必ずわき役が必要なんです。そのわき役が私は事務官であらうと思うのです、あるいは検察官であらうと思うのです。こういう人に不足を生じたのでは、これはかえって仕事がおくれるのではないかと、こういうふうに思ふのです。この点はどういうふうにお考えですか。

○長尾政府委員 副理事官が処理いたします事件は、簡易な事件なのであります。審判官は一人です。通常に簡易な事件で、一般の理事官が用意をして審判に立ち会ふというよりも、ずつと事件数といふことが、仕事の量は非常に少ない、日にちが一般

のものが十日かかるものとすれば、三日あつたらば処理できるというものでござい。これは別にわき役は要らぬのであります。自分で処理でき、そういうところで融通をつけていこう、こういう考えであります。非常に苦しいのですけれども……。

○井岡委員 先ほどの長官の答弁と今の答弁は、これはだいぶ食い違いがある、矛盾をしている。先ほど長官は、一般の裁判所の方では書記が二、幾らで、私のところは八、だから事務官の増員を大蔵省の方に願つたのだ、こうおっしゃつておられる。それで今夜はこれは苦しいのですけれども、苦しいと苦しいとこれとこれと、このどと苦しいとこれと、これは私にはどうも納得がいかない。これは長官正直に、できませんならできませんとおっしゃつた方が、私は国民をだまさないでいいのじゃないかと思うのです、どうなんですか。

○長尾政府委員 私は別にちよろまかそうという考えでお話ししているのじゃない、どうして人がいただけないので、審判官の方のつまり裁判所の書記官という方は組みかえでふやして、一対一にやつたいたしたわけでありま。ところが理事官の方はやはり足りない、だからこれは理事官も足りないし事務官も足りないわけなんです。だから両方をふやさなければ、あなたのおっしゃるような算術は合わないわけなんです。ですから、それを何とか能率を上げて、そういう理事官の仕事は副理事官という形でやる、簡易については、事務官をつけないでもやる事件です。事務官をのぞく、そういうことで能率を上げていこう、だけれどもこれで

十分にたまつている事件を——非常に線り越しの事件が多いのです。これははなはだ申しわけないのですけれども、従来からなかなか人が足りぬもので、それからだんだんと残つてきたので、これまで処理していくことはとうていできませんが、やうと一年に受ける事件だけは何とかこなしていこうという考えで私はおるので、やうていけますというのを申しておるわけでございます。

○井岡委員 委員長の方から、きょうは簡単に願ひますと、こういうことでありますから、私は本日はこれでやめますが、私は今の御答弁で、もつとこの問題は根本的に究明していく必要があると思ふので、もちろん大臣も今お聞きになった通りですから、次回は委員長の方に大蔵省の方を呼んでいただくようにお願いして、本日はこれで打ち切ります。

○赤澤委員長 小山君。

○小山(秀)委員 ちよつと簡単にお伺ひいたしたいのです。長官にお伺ひしますが、最近頻発する小型定期旅客船の遭難について、現行法令だけでは非常の不備だと思ふのです。これを改正する必要があると私は思ふのですが、あなたは審判庁長官として、いろいろ審判された経過から見られて、どういふふうにお考えでしょうか、御意見を承わりたい。ことにあなたは海難防止対策の方で、そういう防止会をやつておる責任者でおられますから、特にこの点について御意見を伺ひたい。

○長尾政府委員 この問題については、むしろ小山先生の方がベテランでございますが、私の職責として、海難審判法的一条に、審判によつて原因

を明らかにして、海難防止に寄与しなければいけないことがきめてあります以上、ただ結論だけ出して、そのままで——まあ人の手もありませんし、そういうことは法律できめてありませんから、海難防止にみづから乗り出すということはできませんので、外郭団体みたいな日本海難防止会というものを作りまして、そこへ裁判の結論を流しまして、個々の事件についていろいろ検討して、これはこういうところろがいかなぬのだから、こういうところに建議して法規を直してもらおう、新しい法規を作ってもらおうといううなことをいたしております。特に法規の不備であるから、これを何とか直すような意見はないかというお考えでございますが、それについては二、三意見を持っております。余談でございますが、ここで申し上げます、下関から漁に出ています以西底びき網漁船といふのがござい。これが下関を出ていきますときに、できるだけ長く向うへ行つて、できるだけたくさん魚をとつて帰ろうといたしたために、その漁に必要な物資または氷といううなもの、それから魚を入れる魚箱、こういうものを非常に多量に積んで参ります。それが船の能力以上に積み上げて、機橋を離れると船がぐらつと十度十五度も傾くような状態が出ていくような場合がござい。これらの漁船が玄界灘を冬季に北風のきつといき横波を食つて走つておると、転覆した例がたぐさござい。こういうことは、やはり漁船の小さいものには、満載喫水線法とか何とかいうことが、実施されておられませんけれども、実施すべきじゃないか。基準はあ

るのです。調べた結果、この船はこれ以上積んでは危ないぞというものは、一応出しているのです。ところが法規では、それ以上に積んだ罰するとか積んではいかなぬというはつきりした法規はまだないわけ。従ひまして漁業をやつておる、つまりその船の持ち主、会社は、そういう無理な状態で船を出すわけ。これを海難防止会に取り上げまして、これは何か取締り法規を作るべきじゃないか、こういう議論がなされた。ところがそこへ出てきておられます漁業関係の委員は、それでは困る、それでは商売できない、もうからぬ、そういうことをやられたら、日本の漁業というものは成り立たぬのだ、こういう主張をするわけ。それで私の方でいろいろ結論を出しまして、これは悪い、あそこは悪いといつて防止会を取り上げて、そういう工合にすべきだといふことを言つてみて、今申し上げたように、業者はそういうことでは非常に困る、商売できない、これは自由をまかしておいてくれ、自由をまかしておくと、そういう無理をする。だからある程度の規制が必要ではないかというのを感じました。その他小さな旅客船なんかにあつても、北川丸事件なんかで申し上げますと、結局定員が八十四名のところに二百二十九人乗せておる。これで平穩なところをただまっすぐ走れば別にひっくり返るような状態ではありませんが、これが波風があらまじたり潮に大きなかじりをとりまじり、ひっくり返るおそれがあるわけ。ひっくり返るおそれがあるわけ、ただいままでの旅客船の定員といふものは、お客を乗せる場

所の容積、面積というものから押えまして、その設備によつてきめておられます。それがために何人以上乗せたならばこの船は復原力をなくしてあぶないのだ、これ以上は積んではいけないという規定がないわけでは、ところろがこの点につきましては昭和三十一年の船舶安全法の改正によりまして、五トン以上の旅客船は、船の復原力をもつてこれ以上はいかぬということがきめられるようになりましたけれども、新しく作る船はそれを勘定してちゃんときめるのだということでございますが、在来船につきましてはどうかというのを野放しになっておるわけですね。それで今言いましたような北川丸事件が起つたわけですね。だからこういう在来船についても、やはり客を乗せるものにはある程度の制限の規定をしなければいけないのじゃないかというようにも感じます。その他いろいろございますけれども、現実の今取り上げておられます事件についてはここでは申し上げられませんが、以上の点でお答えにいたします。

○小山(亮)委員 海難事件は、昭和二十七年から二十九年とあります三年間の統計だけをとつてみても、累年ふえるのです。減らないでふえていく。二十七年には隻数で二千六百九十隻、それから二十八年には三千二百四十四隻、二十九年には三千六百九十九隻、こういうふうにだんだんふえておりました。平均して一年に遭難船舶は大体三千隻になって、トン数でいくと百五十万トン、大したものなんです。それから全損で全船がなくなつてしまふのが平均約四百二十隻で、国家の損失というものは二十億円で、こ

れの平均としまして、この遭難で海上で死ぬ者が千人、これは海上保安庁の統計です。あなたの方の統計をいたしますと、これは審判にかつたものだけの数だけでありますから、この数が非常に少なくて、約二六、七％でありまして、それ以外のものは海事審判所の審判にかつておらない。そこで船舶安全法によりまして、第一条には「日本船舶ハ本法ニ依リ其ノ構造航行ヲ保持シ且人命ノ安全ヲ保持スルニ必要ナル施設ヲ為スニ非ザレバ之ヲ航行ノ用ニ供スルコトヲ得ズ」とありまして、そうしますと老朽船であるとか、あるいは著しく復原性が怪しい船は、バラストを積んだり、タンクに水を張るといふようなことで、南海丸のような応急処置のようなことをして、大切な人命を預かる船の運転を許すということ、これは法令には辛うじて合せるようにしたかもしれないけれども、私はこれは非常な罪悪だと思ふ。危険なものというところは乗る人は知らないのですから、ところが責任のある官庁であるとか、あるいは責任のある造船所の技師であるとかいふくろくろくが、これで安全なものだとして作つて、しかも宣伝して金を取つて乗せる。これは何にも知らない人が乗るのは当りません。少くもそういう復原性というものを対して非常に怪しい、不安であるというところを知つておるの、検査をした人なんです。言いかえればお役所の役人、なかなか運輸省の船舶関係の管下の検査官といふものは知つておられるわけですね。知つておられてこういうふうな船に乗せてこんな遭難が起つた。起るべくして起つたということになると、私はそ

の責任というものはなかなか重大なものであると思ふのです。従つて私はこの船舶安全法というものを改正する必要がありはしないかと思ふのです。一つの例をとつてみますと、施行規則の第四十条には最大の搭載人員といふものがきめてあります。きめてありますが、そのきめ方は、「船舶設備規程ノ定ムル所ニ依ル」といふことによつて、容積や何かからただけで割り出して船の定員をきめますと、ある場合には船の経営が全然成り立たない場合がある。実情に即しない。しからば定員よりどれだけよいに乘せたらいいかということ、大いに實際問題として考慮する余地がありはしないか。業者が経営の成り立つように定員を変えてやるということが必要である。と同時に、非常に船の堪航性を越えてたために人を乗せておる事実がありますが、こういうものに対しては何か取締りの方法がなければならぬと思ふのです。たとえて申しますと、昭和二十四年の八月の五日に富士山麓の河口湖の事件といふものがございました。これなんかも、定員が十名です。小さな六メートルばかりの長さの船で、定員の十名のところに客が四十七名乗せてあります。それから昭和二十三年の八月の二十八日に北海道の洞爺湖ですが、これもわずかに四トンの船、定員二十八名ですが、それに対してお客を四十五名乗せておる。これが転覆しました。河口湖事件では死んだ人が十五人、洞爺湖事件では十四名死亡です。それから昭和二十四年の十一月の五日の熊本県の日奈久では、船も小さくて、これはやぐらでこぐ船ですが、長さが八メートル、幅が二メートルの船で、これで六

十二名乗せております。それで転覆して死亡した人は二十四名、これは船のふちがほとんど水面すれすれになるまで乗せたといふのですから、実に乱暴な話です。昭和二十九年の十月八日に相模湖事件といふのがありました。これはまだ御記憶に新たなところだと思ふのですが、これは長さ十一メートルの小さな船で、それが二十一名の定員をのせて七十七名乗りました。そしてこれが転覆しまして、中学生が二十二名死んだ。さらに昭和二十年の十一月六日に定期旅客船の第十東丸といふ百六十二トンの今治から尾道に通り船ですが、これが伯方町木ノ浦の沖で沈没しました。これなんかも戦場から帰つてきた復員の兵隊さんが約五百名以上乗つてゐるのです。定員が二百九名のところに二倍半乗つて転覆しました。そして四百十五名死んでおる、こういうのを見ましても、船が沈むまで乗せるということとはばかな話なんです。私はある程度の定員といふものがどこかで定められなければならぬと思ふのですが、何か方法はないのですか。そういうことを海難防止会なんかでお考えになつたことがありませんか、伺いたい。

○長屋政府委員 先ほども申し上げましたように、今までの旅客定員のきめ方が、旅客のおる場所の面積と容積とを基準にして、国際的にきまつておる。安全法といふのは御承知の通り、条約の議定書によつてきまつておるわけですね。しかしながら先ほども申し上げましたように、昭和三十一年の何月でしたかに安全法の改正をいたしまして、翌三十二年二月から復原力の計算をいたしまして、これも

やはり定員の算定の基礎にしております。その規定は五トン以上の旅客船についてはすべてこれを適用する、ただしこれはこれから作る船だけだ、こういうことなので、在来の船はそういうことが野放しになっておるのでございまして、そういう在来の船にもやはり適用するといふことが必要じゃないかと私は思つております。

○小山(亮)委員 たえば南海丸のようであれだけの船が、船級からいいますと三級なんです。百トン以上の漁船ですと二級なんです。しかるに南海丸のようになん百四十人も人を乗せる、しかも快速を誇る船が三級です。ですから船長は乙種二等運転士、これは普通の汽船に乗る船乗りとしては一番低い資格の船長が乗つておる。こういう点からいひましても、この旅客船であつて、大ぜいの客を乗せていくような船は、平水航路は別ですが、少くとも百トン以上くらの鋼船であれば、あるいは鋼船でない場合も木船でもそれでしやうが、もう少し資格を持つてゐる人が乗るようにしたら安全度が増すのじゃないか。というのは、船員の過失によつて起るところの海難は、海難件数で一番多いのですから、そこで言いますとやはり船員の注意力が欠けておる。それから船員に、技術の面もありまして、いろいろな海上気象であるとか、その他電報などについての知識が欠如しておる場合もあり得るのですから、この点で多数の人命を預かる船には、もう少し高い免状を持つた人が乗れるようにしてやつたらどうか。それから下級の免状をもつたとりやすいように、もつたけれどもがとりやすいようにならうと間口を広げて

やる。何か講習なんかも開いて、これを育成する機関を作つてやたらどうか。むしろ農林省あたりが漁船の機関士その他を多額の金を出して育成しておるのに、海運関係に直接関係のある運輸省の方が、そういう点においてはまことに不親切で、商船学校があるからそこを出てこいといったような格好でやつておるのが私は間違いだ、こゝろ思うのです。この点についても審判庁長官はどういうふうにお考えになりますか。

○長屋政府委員 小山先生の御説もつともでございます。私今日まで二十八年間この仕事に携わつておりました、いろいろのそういう事件を扱つた結果、今小山先生のおっしゃつたような、旅客船については、たゞ三級船であつても遠海航路の船であつても、乙種の免状の者でいいということに規定はなつておりますけれども、それではやはり基礎技術といひますか、経験といひますか、あるいは基礎學術といひますか、そういうものが足りませんので、甲種の免状を持った者をこれに当てるべきじゃないかという意見を持っております。これは折に触れて運輸省あたりへも進言しておるわけでございます。それからもう一つ、快速船といふことを先ほどお伺いしました。が、この快速船といふのがくせ者なんです。ありまして、やはりスピードを出すためには船の大きさがそれに相当して大きくなければいかぬ。ところが内海の小さな客船は、業者が非常に大きな資金を繰り回して船を作る。従つてスピードは、客を乗せるのだから速くなければいかぬ。ところがそのスピー

ドに相当する大きな船を作ることはできない。従つて小さな船を極度に鋭い形、シャープな船体にいたしまして、幅を狭くしてスピードを出すようにする。客を大ぜい乗せなければならぬから、甲板の上には大きな客室を乗せなければならぬ。またお客に乗つてもらうためには美観をよくしなければならぬといふような点から、非常な無理をいたします。法規には違反してありませんでも、もうぎりぎりのところまで行つておるような船が多いのでございします。従ひましてやはりこゝろを、それをいかにぬ、そういう船ではいかぬのだと言つてしまつたのでは、日本のようなこゝろの島の間を行つたり来たりいたしますのに、どうしても船を用ひなければならぬから、事業が萎縮してしまふ。従つてそれは政府から補助でもして合同さして、大きなものにして、そういうやり練つた船を使ふぬようにしてやらなければならぬといふような点もございします。そういうことは感じておりますが、海難防止一点張りから私が議論いたしますと、すぐそれでは日本の海運業といふものは萎縮してしまふ、もう商売上つたりだといふことで、ある程度で妥協するといふところに行つてゐるので、それが全部船員にしわ寄せしてくるのが困る。そういう怪しげな船を何とかうまく航海していかなければならぬ。危いときには出ないようにして……。ところがあゝいう旅客船とか連絡船とかいふものは、ちよつと天気が悪いからもう行かぬのだといったのでは、全然連絡船の価値がないわけですから、従つてこれには大きな、多少無理をしても歩けるような船をあてがつて

やらなければいかぬ。ところがそれがざちぎりの船であるがために、多少の無理をしたときに、もうだめだ、避難しようと思つても、もうおそいといふことが起るわけです。そのところは資本とか、あなたは船のことをやつておられるからおわかりでしょうけれども、金とのかね合ひで、私の言う海難防止一点張りではなかなか通らぬところがある。それはもう少し根本を考え、あるいは私の声を大きくして言いたいことは、海難政策といふものを立ててほしい。これはあくまで商売といふものを無視するのじゃないけれども、こゝまではぎりぎりだ、これ以上のことは幾ら金もうけでもふんばつてはいかぬといふところを、海難政策といふものから一つはつきりしたものを作つてもらいたい、こゝろ工合に私は感じておるわけです。

○赤澤委員長 残余の質疑は次会に行うこととし、本日はこれにて散会いたします。次会は明日午前十時より開会いたします。

午後一時一分散会

昭和三十三年三月十四日印刷

昭和三十三年三月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局